

1. 事業主体概要

事業主体名：社会福祉法人 フェローズ

理 事 長：増島 啓子

所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区西寺尾2-33-9-101

資産の総額：金306,992,640円

法人の理念：尊重、温もり、交流

2. ホーム概要

ホーム名：フェローズガーデン西寺尾

当ホームに2つの共同生活住居を設ける。

共同生活住居：もみじ (2階建の1階部分)

共同生活住居：いちよう (2階建の2階部分)

ホームの目的：要支援2以上の認定を受けた認知症の高齢者に対して、個室を提供し自立した生活を送れるよう支援します。

ホームの運営方針：家庭的な雰囲気を持ち、利用者の持っている能力を生かして共同生活を続け、自立した生活を送れるように支援します。また、利用者の人間性を尊重し、生活履歴に応じた適切な介護を提供できるよう、個別に介護計画を作成します。

管 理 者：1名（管理者研修終了者）

計画作成者：もみじ 1名（介護支援専門員）

いちよう 1名（介護支援専門員）

開設年月日：平成17年3月1日

保険事業者指定番号：1470201110

所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区西寺尾2-34-7

電 話：045-439-7255

F A X：045-439-7256

交通の便：JR横浜線「大口」駅下車 徒歩12分、市営バス213系統「西寺尾の丘公園」下車徒歩1分

建物の概要：構造…木造2階建て 一部鉄骨造 延床面積…559.26㎡

居室の概要：個室数 もみじ9室、いちよう9室 合計18室

個室の面積：各10.1㎡

共用施設の概要：居間、食堂、キッチン、脱衣室、浴室等 共用部分面積 343.2㎡

1階もみじ171.6㎡ 2階いちよう171.6㎡

緊急対応方法：利用者の容態に急変等が生じた場合は、協力医療機関「綱島ホームケアクリニック」に連絡し、必要な処置を受け、迅速に対応します。

防犯防災設備：建物は準耐火建築物で、火災報知器、消火器はわかりやすいところに備えてあります。

避難設備等の概要：非常階段が完備、定期的に避難訓練を行います。

損害賠償責任保険の加入先：三井住友海上火災保険（株）

3. 職員体制（主たる職員）

管 理 者：1名

計画作成担当者：もみじ1名、いちよう1名（ユニット兼務）

介護従事者：もみじ 7人のうち常勤7名（計画作成担当者を除く）

いちよう 8人のうち常勤8名（計画作成担当者を除く） 合計 15人

4. 勤務体制

もみじ、いちょうのユニットごとに

昼間の体制：9：00～18：00 2人ないし3人

夜間の体制：18：00～翌9：00 1人ないし2人

5. 利用定員

利用定員：もみじ9人、いちょう9人 総定員18人

6. ホーム利用にあたっての留意事項

食 事：入居者の皆さんから出来る範囲でのご協力を頂き、食事を一緒に取ります。

面 会：面会には、できるだけ頻繁にお越し下さるようお願いいたします。利用者のご家族とは、スタッフ一同、家族のようなお付き合いをさせて頂きたいと思います。なお、午前9時前及び午後6時以降のお越しのときは、あらかじめ管理者にお申し出下さい。

外出・外泊：外出または外泊の際は、食事中止のこともありますので事前にスタッフにお申し出下さい。
付添いの方とご一緒に行動なさるようお願いいたします。

所持品の持込：日常生活に必要なものについては、各自ご自分のなじみの物を持ち込んで下さい。今までの生活の延長として生活して下さいをスタッフ一同願っております。

なお、次に挙げるものは持ち込むことが出来ません。

危険物等、たばこ等（館内は全面禁煙）、ペット等、アルコール類

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス：食事、排泄、入浴（清拭）、着替えの介助、日常生活の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。

上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（厚生労働省令により変動あり）が自己負担となります。

介護保険給付の対象サービスについては、利用料金の9割（2割負担の利用者の場合は8割、3割負担の利用者の場合は7割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の約1割（2割負担の利用者の場合は2割、3割負担は3割）の金額となります。基本料金：1ヶ月あたりの自己負担分は、

要介護度	基本単位数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援2	749単位	24,088円	48,176円	72,264円
要介護1	753単位	24,217円	48,433円	72,650円
要介護2	788単位	25,342円	50,648円	76,026円
要介護3	812単位	26,114円	52,228円	78,342円
要介護4	828単位	26,629円	53,257円	79,886円
要介護5	845単位	27,176円	54,351円	81,526円

初期加算：入居した日から30日間、1日につき30単位を加算。

入院時費用：1日につき246単位（月に6日を限度）

医療連携体制加算：1日につき37単位を加算。

協力医療機関連携加算：月に100単位を加算。

介護職員処遇改善加算：所定単位数に加算率17.8%を乗じた単位数で加算。

看取り介護加算：看取りを行う場合に加算。

なお、介護保険の料金は、法令の改正があった場合、それに従って改定いたします。

利用料：1 か月当たりの利用料

家 賃	40,000円／月
食材料費	30,000円／月
水道光熱費	25,000円／月
管理費	15,000円／月
合 計	110,000円／月

食材料費の内訳は、朝食300円、昼食300円、夕食300円、おやつ代100円です。

1日 1,000円×30日＝30,000円

水道光熱費の内訳は、電気代15,000円、ガス代5,000円、水道代5,000円です。

水道光熱費については、冬季等著しく高額になる時、実費に応じてご負担頂く場合があります。

医療費については、「後期高齢者医療負担金」などを別途ご負担して頂きます。

やむを得ず利用料を改定する場合は、理由を明確にした上、2ヶ月以上前に書面にて連絡いたします。

趣味嗜好品・理容代・特別行事費・特別日用品・オムツ代等につきましては、実費をご請求させていただきます。

敷金：利用者は、敷金として、250,000円を預託します。敷金は退去時に居室清掃料などを支払うとともに未払いの利用料を清算した上で残額を返還させていただきます。

なお、個室及び共用部分に通常の利用による減耗を超える減耗があった場合、その補修費用として実費を徴収させて頂く場合があります。費用が敷金の額を超える場合には、追加徴収する場合があります。これらの実費徴収は、利用者及び家族の同意を得た上で行います。

利用料の支払い：利用料の支払いは、毎月末締めとし、請求月の27日に自動引落となります。また、毎月15日までに利用料等を請求いたします。

8. 協力医療機関

網島ホームケアクリニック

診療科目…内科、在宅医療

協力医師…林 孝平 訪問程度 月2回

井澤歯科医院

診療科目…歯科

協力医師…清水圭詞 訪問程度 必要時

9. 苦情相談機関

実施体制：利用者ならびにその家族などからの苦情を解決するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置します。

苦情解決責任者：苦情解決の責任主体を明確にする者は、管理者とします。

苦情受付担当者：利用者ならびにその家族などが苦情の申し出を受け付ける者は、リーダーとします。

第三者委員：苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する者は、五里守千恵子と関口泰子とします。

苦情の申出および受付：利用者ならびにその家族などは、随時、口答または文書によって苦情を申し出ることができます。文書で苦情を申し出の場合は、「苦情申出書」により行なってください。苦情は苦情受付担当者のみならず、第三者委員に対しても申し出ることができます。

外部苦情申し立て機関：横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-3466

神奈川区役所 福祉保健センター 高齢障害支援課

所在地：〒231-0003 横浜市神奈川区広台太田町3-8

電話：045-411-7019

神奈川県国民健康保険団体連合会

所在地：〒220-0003 横浜市西区楠町27-1

電話：045-329-3447

苦情を申し立てた事によって、退去を迫られる等の不利益を受けることはありません。